第

1336

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年) 平成11年 6月16日 水曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

⇒事業専従者の退職手当

○ : 私は開業医です。息子を私の病院に従 事させて、青色事業専従者給与を支払ってい ます。

この度、息子が出身大学の附属病院に勤務 することになったので、退職手当を支給しよ うと考えているのですが、青色事業専従者に 支払った退職手当は認められますか。

A:事業専従者に対して支払う退職手当は、 必要経費に算入できません。

【解説】

事業主と生計を一にしている配偶者その他の親族に支払う給料等は、所得税法上原則として必要経費に算入することはできませんが、青色申告者が、その事業に専ら従事する青色事業専従者に対して、「青色事業可及者給与に記載されている金額の範囲内においての記載されている金額の範囲内において給与を支払った場合には、その治りの金額してその状況に照らしてその労務の対価とになって相当と認められるものは、その支給した年分の必要経費に算入することができます。

ここでいう「給与」とは、給与所得の収入 金額になる給料、賞与、手当などであって、 その専従者がその事業に従事している期間に 受けるべきものに限られます。

したがって、退職所得となる退職手当や専 従者でなくなった後に支払う退職年金などは、 必要経費に算入することはできません。







